ＳＭＴ　グローバルＲＥＩＴ
インデックス・オープン

追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

投資信託説明書
（請求目論見書）

平成28年 2月 11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ＳＭＴ　グローバルＲＥＩＴインデックス・オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年2月10日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月11日にその届出の効力が生じております。

発行者名	:	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	取締役社長　鈴木　郁也
本店の所在の場所	:	東京都港区芝３丁目３３番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 1
（６）【申込単位】 2
（７）【申込期間】 2
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 3
第二部【ファンド情報】 4
第１【ファンドの状況】 4
１【ファンドの性格】 4
２【投資方針】 14
３【投資リスク】 18
４【手数料等及び税金】 21
５【運用状況】 25
第２【管理及び運営】 33
１【申込（販売）手続等】 33
２【換金（解約）手続等】 34
３【資産管理等の概要】 36
４【受益者の権利等】 40
第３【ファンドの経理状況】 41
１【財務諸表】 43
２【ファンドの現況】 63
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 64
第三部【委託会社等の情報】 65
第１【委託会社等の概況】 65
１【委託会社等の概況】 65
２【事業の内容及び営業の概況】 66
３【委託会社等の経理状況】 67
４【利害関係人との取引制限】 94
５【その他】 94
約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

SMT グローバル REIT インデックス・オープン

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

10 兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.16%（税抜　2.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

確定拠出年金法第 8 条第 1 項に規定する事業主による資産管理契約締結の相手方からの取得申込み及び同法第 55 条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第 61 条に基づいて事務を委託された者を含みます。）からの取得申込み（以下「確定拠出年金によるお申込み」といいます。）は、申込手数料を無料とします。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は 1 円以上 1 円単位です。また、確定拠出年金によるお申込みについては１円以上１円単位とします。

（7）【申込期間】

平成 28 年 2 月 11 日から平成 28 年 8 月 10 日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。）

（9）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。

継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

＜振替受益権について＞

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

＜受益権の取得申込みの方法＞

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後 3 時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜申込みコース＞

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の 2 つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受付不可日＞

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

シドニーの取引所の休業日の前営業日

シドニーの銀行の休業日の前営業日

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

日本を除く世界の各国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。以下同じ。）不動産投資信託証券並びに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券（以下「海外リート」ということがあります。）に投資し、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

＜信託金限度額＞

上限　2,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産 （　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル（日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （S&P 先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース））	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他 （　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。
なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産(収益の源泉)による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

(1)株式

①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]
(1)日経 225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

＜ファンドの特色＞

特色1 日本を除く世界の各国の取引所に上場しているREITを主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。

? REITとは

REITは Real Estate Investment Trust の略称です。
REITは、投資者から集めた資金で、不動産への投資を行い、そこから得られる賃貸料収入や不動産の売買益を原資として投資者に配当する商品です。

ファンドのしくみ

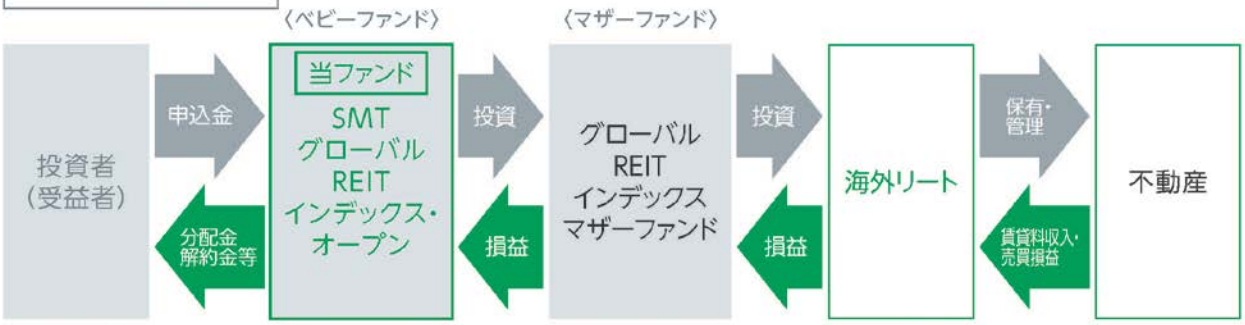

※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

※各ファンドの純資産総額(2015年11月末現在)
ベビーファンド:134.97億円、マザーファンド:606.63億円

? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
グローバルREIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券	この投資信託は、日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

特色2 S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）とは

インデックスの概要
（2015年11月末現在）

構成国	15ヵ国
構成銘柄数	312銘柄
時価総額	約122兆円

※上記時価総額は浮動株ベース

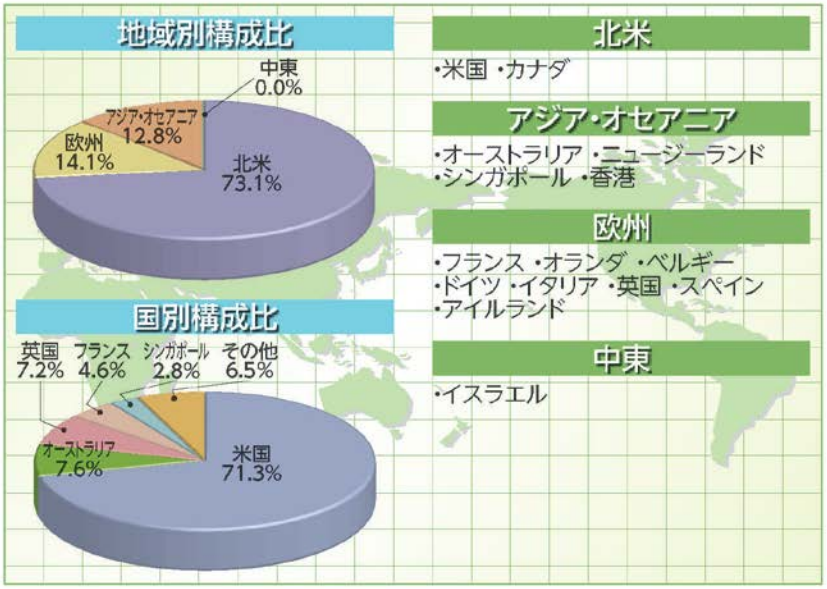

ベンチマークの推移

（2006年7月末～2015年11月末）

（出所）S&P Dow Jones Indices LLCのデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※時価総額は当該日の為替データをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

※地域別構成比及び国別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

※「S&P先進国REIT指数」とは、S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT（不動産投資信託証券）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに当社が独自に円換算した指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。S&P先進国REIT指数（以下「当インデックス」）はSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's®及びS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P又はそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、又は販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスの誤り、欠落、又は中断に対して一切の責任も負いません。

※上記は過去のベンチマークデータをもとに作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。

S&P 先進国 REIT 指数（以下「当インデックス」）は S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor’s ® 及び S&P ® は Standard & Poor’s Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones ® は Dow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスが SPDJI に、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P 又はそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によって支援、保証、販売、又は販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの所有者又はいかなる一般人に対して、株式全般又は具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追随する S&P 先進国 REIT 指数の能力に関して、明示又は黙示を問わず、いかなる表明又は保証もしません。S&P 先進国 REIT 指数に関して、S&P Dow Jones Indices と当社との間にある唯一の関係は、当インデックスと S&P Dow Jones Indices 又はそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、及び商標名のライセンス供与です。S&P 先進国 REIT 指数は当社又は当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、構成又は計算において当社又は当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの価格又は数量、あるいは当ファンドの新規設定又は販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、又は償還される計算式の決定又は計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの管理、マーケティング、又は取引に関して、いかなる義務又は責任も負いません。S&P 先進国 REIT 指数に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追随する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。SPDJI は投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券の売り、買い、又はホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indices は、当インデックス又はその関連データ、あるいは口頭又は書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、又は完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indices は、これに含まれる誤り、欠落又は中断に対して、いかなる義務又は責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices は、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックス又はそれに関連するデータの商品性、特定の目的又は使用への適合性、それらを使用することによって当社、当ファンドの所有者、又はその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indices は、利益の逸失、営業損失、時間又は信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、又は派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、又は厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indices のライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indices と当社との間の契約又は取り決めの第三者受益者は存在しません。

マザーファンドの投資プロセス

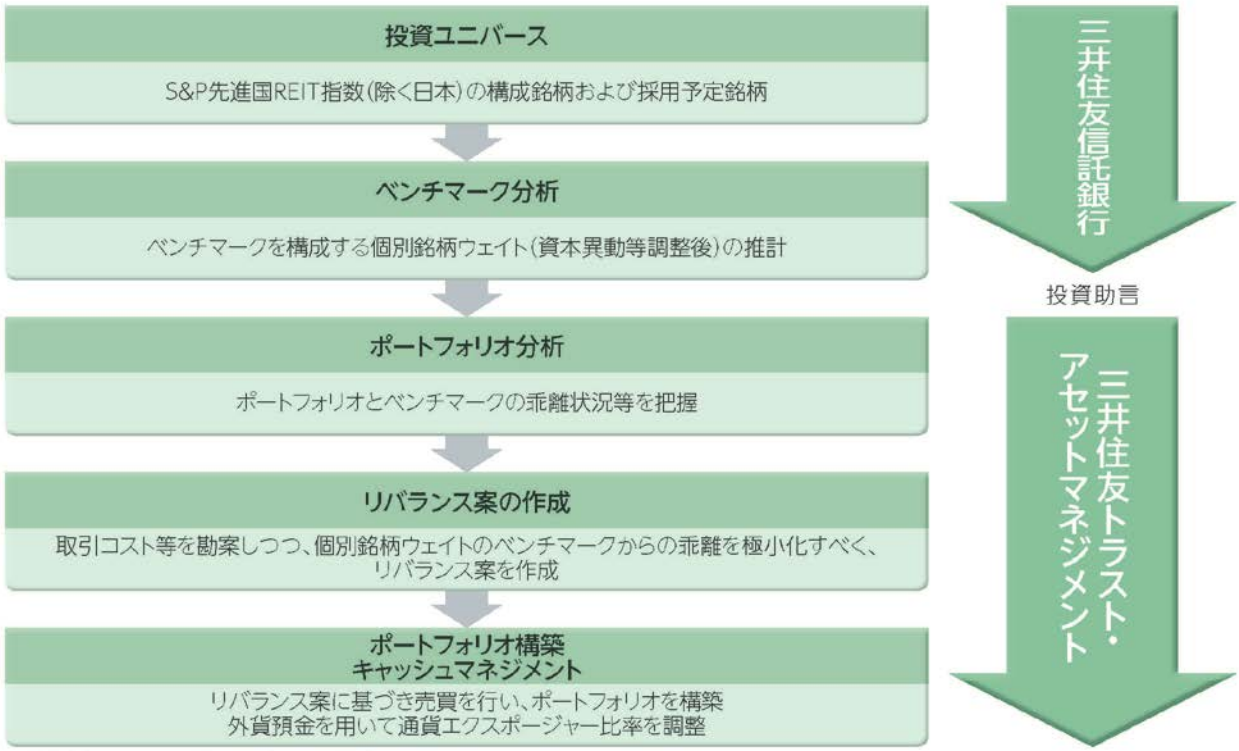

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

分配方針

●年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配を行わないことがあります。
●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

●マザーファンド受益証券への投資割合および投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

平成 20 年 1 月 9 日	本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
平成 24 年 4 月 1 日	本ファンドの名称を「STAM グローバル REIT インデックス・オープン」から「SMT グローバル REIT インデックス・オープン」に変更 本ファンドの主要投資対象である「住信 グローバル REIT インデックス マザーファンド」の名称を「グローバル REIT インデックス マザーファンド」に変更

（3）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人

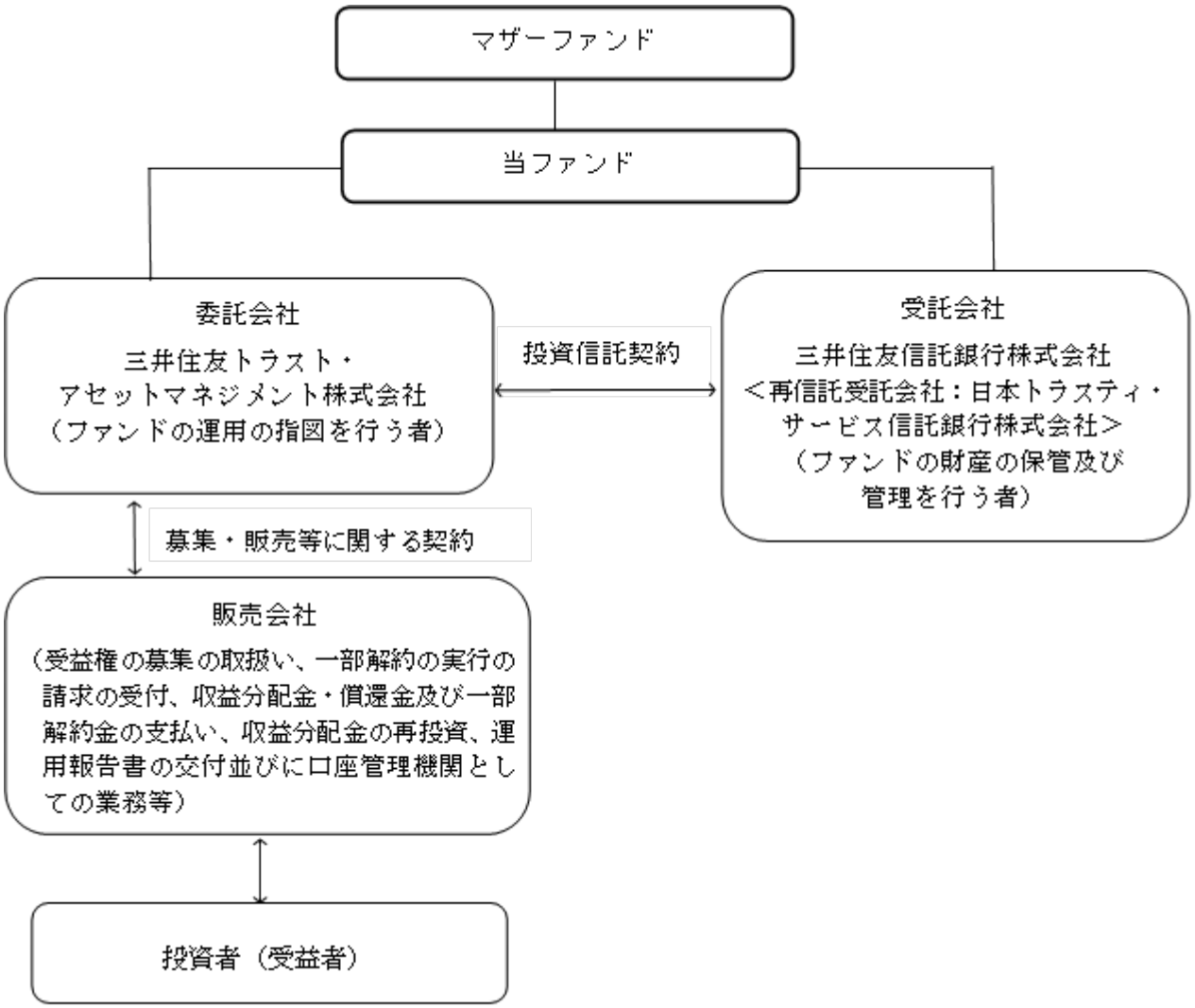

②委託会社の概況（平成 27 年 11 月 30 日現在）

イ．資本金の額：3 億円

ロ．委託会社の沿革

昭和 61 年 11 月 1 日：　住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和 62 年 2 月 20 日：　投資顧問業の登録

昭和 62 年 9 月 9 日：　投資一任契約に係る業務の認可

平成 2 年 10 月 1 日：　住信投資顧問株式会社に商号変更

平成 11 年 2 月 15 日：　住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成 11 年 3 月 25 日：　証券投資信託委託業の認可

平成 19 年 9 月 30 日：　金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第 347 号）

平成 24 年 4 月 1 日：　中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	3,000 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）基本方針

当ファンドは、主として「グローバル REIT インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

（ロ）運用方法

①投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

②投資態度

1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2)マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。

3)実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

4)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

2.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

3.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4.外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 3 号の証券の性質を有するもの

5.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

6.外国法人が発行する譲渡性預金証書

7.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益

証券に限ります。）

なお、第 1 号および第 2 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第 5 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記（ハ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（ホ）当ファンドの主要投資対象であるグローバル REIT インデックス マザーファンドが、同マザーファンドの純資産総額の 10%を超えて投資しているファンド（平成 27 年 11 月 30 日現在）

該当ありません。

（参考）マザーファンドの概要

「グローバル REIT インデックス マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資し、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①日本を除く世界各国の不動産投資信託証券に投資し、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②不動産投資信託証券の組入比率は、原則として、高位を維持します。

③外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

３．運用制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

③投資信託証券以外の有価証券への投資は、コマーシャル・ペーパー、短期社債等、外国法人の発行する譲渡性預金証書および公社債（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）をいいます。）に限るものとし、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

④外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。

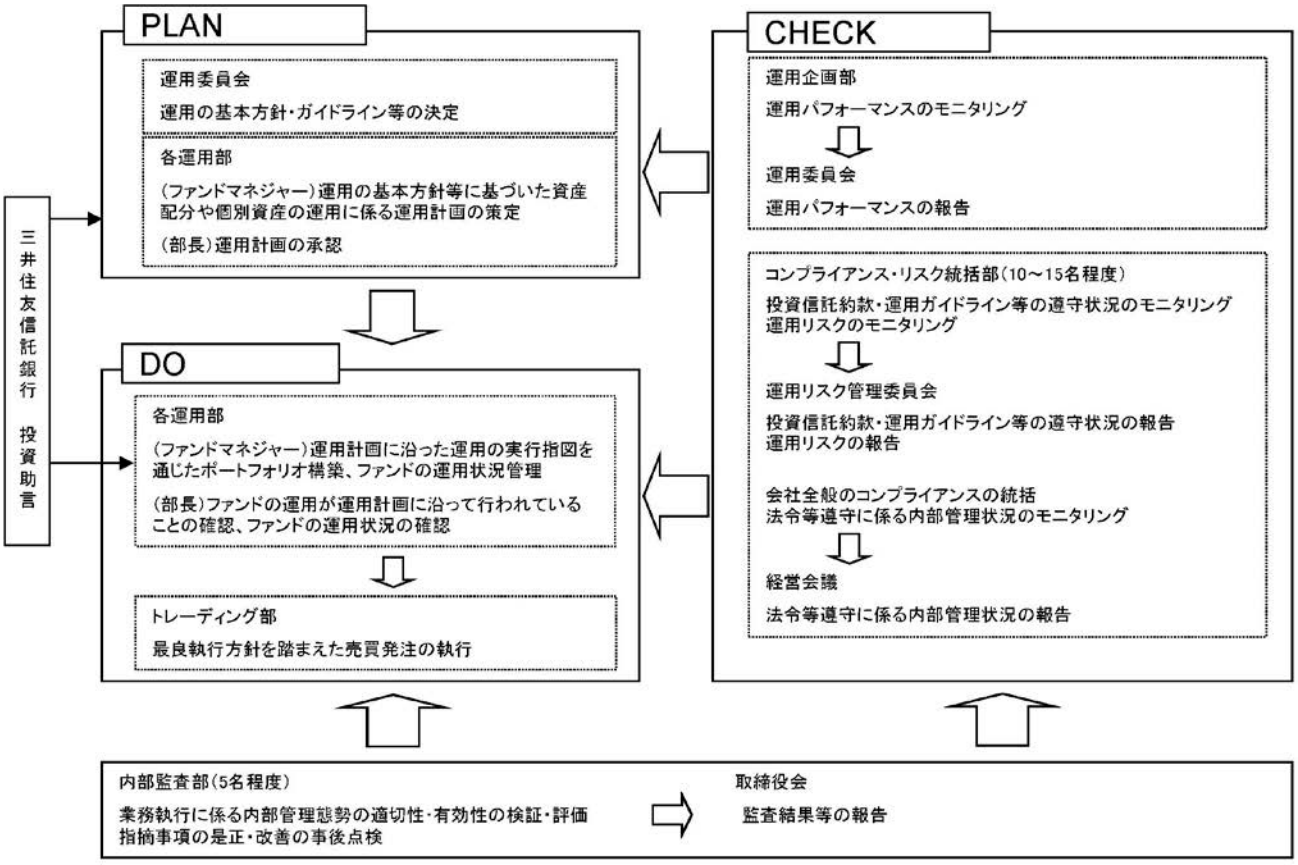

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取って

おります。

（4）【分配方針】

・年 2 回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
②株式への直接投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
③投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
④同一銘柄の投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
⑤外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
⑥委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第 20 条）
⑦委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第 22 条）
⑧委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益

分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第 28 条）

⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

※前記③から⑤における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記③から⑤に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記⑦における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

●信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

●投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

②為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①ファンドは、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑤確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

①運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

②内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

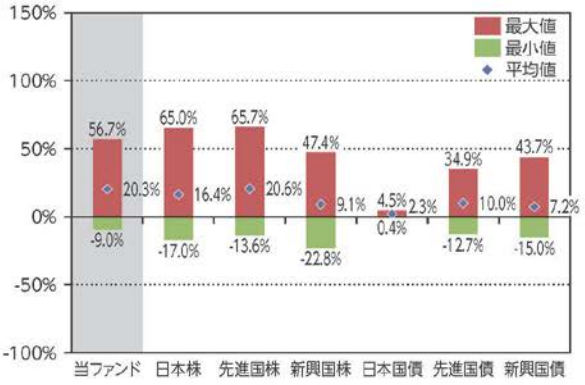

*2010年12月～2015年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… TOPIX(東証株価指数、配当込み)※1
先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)※2
新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)※3
日本国債… NOMURA-BPI国債※4
先進国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)※5
新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)※6

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

※1 TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※2 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※3 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※4 NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※5 シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※6 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.16%（税抜　2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

④確定拠出年金によるお申込みは申込手数料を無料とします。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率　0.594%（税抜　0.55%）を乗じて得た額とします（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率　0.216%　　（税抜　0.2%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率　0.3132%　　（税抜　0.29%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率　0.0648%　　（税抜　0.06%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税　率（内　訳）
平成 49 年 12 月 31 日まで	20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）
平成 50 年 1 月 1 日以降	20%（所得税 15%、住民税 5%）

（平成 49 年 12 月 31 日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得から控除することが可能です。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能です。

なお、平成 28 年 1 月 1 日以降は、損益通算の対象に特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等が追加され、これらの所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能となります。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA（ジュニアニーサ）」(*) をご利用の場合

NISA 及びジュニア NISA は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*平成 28 年 4 月 1 日より適用開始される、20 歳未満の方を対象とした非課税制度です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税　率　（所得税のみ）
平成 49 年 12 月 31 日まで	15.315%
平成 50 年 1 月 1 日以降	15%

（平成 49 年 12 月 31 日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

⑤確定拠出年金の場合

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。

なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、平成 27 年 11 月 30 日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下は、平成 27 年 11 月 30 日現在の状況について記載してあります。

【ＳＭＴ　グローバルＲＥＩＴインデックス・オープン】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13,496,514,627	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	168,240	0.00
合計(純資産総額)		13,496,682,867	100.00

(注 1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバルＲＥＩＴインデックスマザーファンド	7,984,685,930	1.6434	13,122,032,858	1.6903	13,496,514,627	100.00

(注 1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	（平成20年 5月12日）	1,710,366,137	1,710,366,137	10,330	10,330
第2期計算期間末	（平成20年11月10日）	1,161,201,487	1,161,201,487	5,624	5,624
第3期計算期間末	（平成21年 5月11日）	1,464,038,358	1,464,038,358	5,039	5,039
第4期計算期間末	（平成21年11月10日）	1,846,537,833	1,846,537,833	6,106	6,106
第5期計算期間末	（平成22年 5月10日）	2,223,729,451	2,223,729,451	6,615	6,615
第6期計算期間末	（平成22年11月10日）	2,572,192,930	2,572,192,930	6,855	6,855
第7期計算期間末	（平成23年 5月10日）	3,189,276,052	3,189,276,052	7,475	7,475
第8期計算期間末	（平成23年11月10日）	3,100,509,799	3,100,509,799	6,567	6,567
第9期計算期間末	（平成24年 5月10日）	3,692,512,187	3,692,512,187	7,737	7,737
第10期計算期間末	（平成24年11月12日）	4,177,830,664	4,177,830,664	7,979	7,979
第11期計算期間末	（平成25年 5月10日）	7,866,385,002	7,899,167,441	11,998	12,048
第12期計算期間末	（平成25年11月11日）	6,899,123,204	6,899,123,204	10,663	10,663
第13期計算期間末	（平成26年 5月12日）	7,606,410,655	7,618,841,418	12,238	12,258
第14期計算期間末	（平成26年11月10日）	10,499,809,830	10,514,393,861	14,399	14,419
第15期計算期間末	（平成27年 5月11日）	13,529,595,756	13,529,595,756	15,707	15,707
第16期計算期間末	（平成27年11月10日）	13,157,171,917	13,157,171,917	15,481	15,481
	平成26年11月末日	11,411,713,597	—	15,161	—
	12月末日	12,364,589,952	—	15,846	—
	平成27年 1月末日	13,567,460,084	—	16,457	—
	2月末日	13,586,470,757	—	15,922	—
	3月末日	14,071,682,855	—	16,338	—
	4月末日	13,589,979,600	—	15,706	—
	5月末日	13,820,954,246	—	16,106	—
	6月末日	12,940,004,263	—	15,144	—
	7月末日	13,305,465,725	—	15,907	—
	8月末日	12,451,942,016	—	14,974	—
	9月末日	12,347,762,571	—	14,710	—
	10月末日	13,472,427,242	—	15,955	—
	11月末日	13,496,682,867	—	15,916	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成20年 1月 9日～平成20年 5月12日	0
第2期計算期間	平成20年 5月13日～平成20年11月10日	0
第3期計算期間	平成20年11月11日～平成21年 5月11日	0
第4期計算期間	平成21年 5月12日～平成21年11月10日	0
第5期計算期間	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	0
第6期計算期間	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	0
第7期計算期間	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	0
第8期計算期間	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	0
第9期計算期間	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	0
第10期計算期間	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	0
第11期計算期間	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	50
第12期計算期間	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	0
第13期計算期間	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	20
第14期計算期間	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	20
第15期計算期間	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	0
第16期計算期間	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	平成20年 1月 9日～平成20年 5月12日	3.3
第2期計算期間	平成20年 5月13日～平成20年11月10日	△45.6
第3期計算期間	平成20年11月11日～平成21年 5月11日	△10.4
第4期計算期間	平成21年 5月12日～平成21年11月10日	21.2
第5期計算期間	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	8.3
第6期計算期間	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	3.6
第7期計算期間	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	9.0
第8期計算期間	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	△12.1
第9期計算期間	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	17.8
第10期計算期間	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	3.1
第11期計算期間	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	51.0
第12期計算期間	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	△11.1
第13期計算期間	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	15.0
第14期計算期間	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	17.8
第15期計算期間	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	9.1
第16期計算期間	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	△1.4

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注 2)小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	平成20年 1月 9日～平成20年 5月12日	1,676,852,612	21,068,181	1,655,784,431
第2期計算期間	平成20年 5月13日～平成20年11月10日	780,711,576	371,711,446	2,064,784,561
第3期計算期間	平成20年11月11日～平成21年 5月11日	1,091,370,174	250,766,188	2,905,388,547
第4期計算期間	平成21年 5月12日～平成21年11月10日	2,239,385,395	2,120,711,148	3,024,062,794
第5期計算期間	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	1,311,108,379	973,734,567	3,361,436,606
第6期計算期間	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	1,080,281,995	689,616,476	3,752,102,125
第7期計算期間	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	1,269,641,082	755,395,473	4,266,347,734
第8期計算期間	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	1,293,553,204	838,419,388	4,721,481,550
第9期計算期間	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	914,658,832	863,909,416	4,772,230,966
第10期計算期間	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	1,195,909,945	732,408,747	5,235,732,164
第11期計算期間	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	3,188,398,823	1,867,643,092	6,556,487,895
第12期計算期間	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	2,093,980,570	2,180,188,731	6,470,279,734
第13期計算期間	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	1,754,782,609	2,009,680,407	6,215,381,936
第14期計算期間	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	2,726,503,366	1,649,869,337	7,292,015,965
第15期計算期間	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	3,166,438,357	1,844,502,176	8,613,952,146
第16期計算期間	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	1,338,005,446	1,453,021,590	8,498,936,002

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

グローバルＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	43,094,724,847	71.04
	オーストラリア	4,557,095,115	7.51
	イギリス	4,210,834,446	6.94
	フランス	2,760,144,320	4.55
	シンガポール	1,749,605,702	2.88
	カナダ	1,080,393,417	1.78
	香港	1,044,318,380	1.72
	ベルギー	367,719,568	0.61
	オランダ	343,314,090	0.57
	スペイン	318,559,806	0.53
	ニュージーランド	281,012,428	0.46
	アイルランド	148,381,120	0.24
	ドイツ	123,288,174	0.20
	イタリア	70,013,865	0.12
	マン島	48,136,296	0.08
	ガーンジー	27,459,250	0.05
	イスラエル	23,958,913	0.04
	小計	60,248,959,737	99.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	414,070,456	0.68
合計(純資産総額)		60,663,030,193	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	―	26,204,750	0.04

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP	151,270	23,521.25	3,558,060,728	23,335.80	3,530,006,466	5.82
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	72,160	27,893.65	2,012,805,799	29,575.05	2,134,136,041	3.52
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL PPTY	179,190	9,361.21	1,677,435,751	9,905.43	1,774,954,539	2.93
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	48,130	31,314.06	1,507,146,093	31,749.16	1,528,087,360	2.52
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	65,190	20,905.19	1,362,809,479	22,396.22	1,460,010,038	2.41
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	255,470	5,018.42	1,282,057,085	5,354.95	1,368,029,587	2.26
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	173,460	7,247.28	1,257,114,370	7,760.99	1,346,222,331	2.22
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	74,910	15,067.55	1,128,710,740	15,453.21	1,157,600,141	1.91
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	163,300	6,112.75	998,212,304	6,591.74	1,076,432,677	1.77
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	87,270	11,667.90	1,018,257,633	11,981.09	1,045,589,812	1.72
アメリカ	投資証券	HCP INC	225,670	4,060.42	916,317,057	4,389.58	990,598,053	1.63
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST	32,490	26,561.09	862,970,131	28,719.00	933,080,329	1.54
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	2,598,400	354.24	920,463,452	357.76	929,622,292	1.53
アメリカ	投資証券	GENERAL GROWTH PROPERTIES	287,480	3,270.69	940,259,858	3,181.03	914,484,804	1.51
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	391,270	2,359.18	923,079,489	2,276.11	890,576,690	1.47
香港	投資証券	LINK REIT	1,126,500	719.11	810,078,789	747.32	841,864,429	1.39
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	942,430	867.10	817,181,807	845.95	797,250,543	1.31
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	500,540	1,518.33	759,987,401	1,540.48	771,075,363	1.27
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	123,350	5,697.61	702,801,402	6,144.68	757,946,845	1.25
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	369,970	2,105.13	778,836,722	2,041.26	755,208,070	1.24
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	48,800	14,093.59	687,767,436	14,605.75	712,760,815	1.17
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	202,640	3,134.36	635,148,007	3,239.99	656,551,898	1.08
アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	66,740	9,532.48	636,197,874	9,748.22	650,596,430	1.07
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	72,560	8,823.42	640,227,580	8,863.91	643,165,992	1.06
アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	34,160	17,538.69	599,121,855	18,165.07	620,519,064	1.02
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	59,730	9,366.25	559,446,304	10,308.28	615,713,720	1.01
アメリカ	投資証券	UDR INC	127,670	4,147.63	529,528,101	4,632.77	591,465,797	0.98
フランス	投資証券	KLEPIERRE	93,350	5,360.79	500,430,400	5,508.86	514,252,100	0.85
アメリカ	投資証券	VEREIT INC	438,030	988.70	433,080,699	1,023.09	448,144,375	0.74
イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	380,170	1,097.44	417,216,426	1,124.21	427,392,436	0.70

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	99.32
合計	99.32

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	ユーロ	買建	165,000.00	21,428,880	21,428,550	0.04
	シンガポールドル	買建	55,000.00	4,775,925	4,776,200	0.01

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

≪参考情報≫

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2008年１月９日
作成基準日：2015年11月30日

基準価額・純資産の推移

基準価額	15,916円
純資産総額	134.97億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:90円

決算期	2013年11月	2014年5月	2014年11月	2015年5月	2015年11月
分配金	0円	20円	20円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	実質投資比率
SIMON PROPERTY GROUP	アメリカ	投資証券	5.8%
PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	3.5%
EQUITY RESIDENTIAL PPTY	アメリカ	投資証券	2.9%
UNIBAIL-RODAMCO SE	オランダ	投資証券	2.5%
AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	2.4%
PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	2.3%
WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	2.2%
BOSTON PROPERTIES	アメリカ	投資証券	1.9%
VENTAS INC	アメリカ	投資証券	1.8%
VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	1.7%

年間収益率の推移(暦年ベース)

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2008年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2015年は年初から作成基準日までの収益率です。
※2006年～2007年は、ファンドのベンチマークである「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」の年間収益率です。
※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

＜申込コース＞

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の 2 つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

＜申込みの受付＞

お申込みの受付は、原則として午後 3 時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜申込単位＞

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は１円以上１円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、確定拠出年金によるお申込みは１円以上１円単位とします。

＜申込価額＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

前記　第１ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

＜申込代金の支払い＞

販売会社が定める期日までにお支払いください。

＜受付不可日＞

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

シドニーの取引所の休業日の前営業日

シドニーの銀行の休業日の前営業日

＜申込受付の中止等＞

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜その他＞

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

＜一部解約手続＞

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

＜一部解約の受付＞

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後 3 時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜一部解約単位＞

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください（ただし、確定拠出年金による一部解約は1口単位）。

＜解約価額＞

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.05%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

＜一部解約代金の支払い＞

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

＜受付不可日＞

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日
ロンドンの取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
ロンドンの銀行の休業日
シドニーの取引所の休業日の前営業日
シドニーの銀行の休業日の前営業日

＜一部解約受付の中止等＞

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記＜解約価額＞の規定に準じて計算された価額とします。

＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象である海外リートの評価方法

原則として、取引所における計算時において知り得る直近の日（原則として、本ファンドの基準価額計算日の前日）の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。(平成 20 年 1 月 9 日設定)
ただし、下記「(5)その他　＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 20 年 1 月 9 日から平成 20 年 5 月 12 日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合
・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

・受益者の利益のため必要と認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い＞

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞に従い、新受託会社を選任します。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

＜運用報告書＞

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

＜関係法人との契約の更改手続き＞

・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の３ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長され、その後も同様とします。

＜公告＞

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜混蔵寄託＞

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 16 期計算期間(平成 27 年 5 月 12 日から平成 27 年 11 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成２８年１月８日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　中島紀子　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている SMT グローバル REIT インデックス・オープンの平成２７年５月１２日から平成２７年１１月１０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMT グローバル REIT インデックス・オープンの平成２７年１１月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【ＳＭＴ　グローバルＲＥＩＴインデックス・オープン】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 （平成27年5月11日現在）	第16期 （平成27年11月10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	107,238,775	53,575,825
親投資信託受益証券	13,529,444,015	13,157,004,443
未収入金	28,348,405	4,626,509
未収利息	127	86
流動資産合計	13,665,031,322	13,215,206,863
資産合計	13,665,031,322	13,215,206,863
負債の部		
流動負債		
未払解約金	96,726,377	18,692,590
未払受託者報酬	4,184,792	4,253,237
未払委託者報酬	34,175,724	34,734,742
その他未払費用	348,673	354,377
流動負債合計	135,435,566	58,034,946
負債合計	135,435,566	58,034,946
純資産の部		
元本等		
元本	8,613,952,146	8,498,936,002
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,915,643,610	4,658,235,915
（分配準備積立金）	2,916,568,042	2,652,467,462
元本等合計	13,529,595,756	13,157,171,917
純資産合計	13,529,595,756	13,157,171,917
負債純資産合計	13,665,031,322	13,215,206,863

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自　平成26年11月11日 至　平成27年 5月11日	第16期 自　平成27年 5月12日 至　平成27年11月10日
営業収益		
受取利息	15,436	12,568
有価証券売買等損益	983,479,271	△154,877,495
営業収益合計	983,494,707	△154,864,927
営業費用		
受託者報酬	4,184,792	4,253,237
委託者報酬	34,175,724	34,734,742
その他費用	348,673	354,377
営業費用合計	38,709,189	39,342,356
営業利益又は営業損失（△）	944,785,518	△194,207,283
経常利益又は経常損失（△）	944,785,518	△194,207,283
当期純利益又は当期純損失（△）	944,785,518	△194,207,283
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	199,718,051	△25,381,179
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,207,793,865	4,915,643,610
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,815,170,895	739,243,399
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,815,170,895	739,243,399
剰余金減少額又は欠損金増加額	852,388,617	827,824,990
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	852,388,617	827,824,990
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,915,643,610	4,658,235,915

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年５月 11 日から 11 月 10 日まで、及び 11 月 11 日から翌年５月 10 日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第 16 期計算期間は平成 27 年 ５月 12 日から平成 27 年 11 月 10 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 15 期 （平成 27 年 ５月 11 日現在）		第 16 期 （平成 27 年 11 月 10 日現在）	
１． 計算期間の末日における受益権の総数		8,613,952,146 口		8,498,936,002 口
２． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	１口当たり純資産額 (１万口当たり純資産額)	1.5707 円 (15,707 円)	１口当たり純資産額 (１万口当たり純資産額)	1.5481 円 (15,481 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 15 期
自 平成 26 年 11 月 11 日
至 平成 27 年 ５月 11 日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	233,071,652 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	511,995,815 円
収益調整金額	C	4,688,459,072 円
分配準備積立金額	D	2,171,500,575 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,605,027,114 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,613,952,146 口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,828 円
１万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第 16 期
自 平成 27 年 ５月 12 日
至 平成 27 年 11 月 10 日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	195,157,369 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,050,303,030 円
分配準備積立金額	D	2,457,310,093 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,702,770,492 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,498,936,002 口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,063 円
１万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第16期 自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第16期 （平成27年11月10日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

区分	第15期 自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月11日	第16期 自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,292,015,965円	8,613,952,146円
期中追加設定元本額	3,166,438,357円	1,338,005,446円
期中一部解約元本額	1,844,502,176円	1,453,021,590円

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第15期 （平成27年 5月11日現在）	第16期 （平成27年11月10日現在）
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	963,424,652	△128,958,050
合計	963,424,652	△128,958,050

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	グローバルＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	8,004,991,752	13,157,004,443	
合計		8,004,991,752	13,157,004,443	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

「ＳＭＴ　グローバルＲＥＩＴインデックス・オープン」は、「グローバルＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。
同マザーファンドの平成27年11月10日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。
なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

グローバルＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

	平成27年11月10日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	220,727,115
コール・ローン	31,753,229
投資証券	58,432,657,617
派生商品評価勘定	10,170
未収入金	1,838,664
未収配当金	141,282,002
未収利息	51
流動資産合計	58,828,268,848
資産合計	58,828,268,848
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	34,280
未払金	4,408,868
未払解約金	64,531,975
流動負債合計	68,975,123
負債合計	68,975,123
純資産の部	
元本等	
元本	35,750,137,723
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	23,009,156,002
元本等合計	58,759,293,725
純資産合計	58,759,293,725
負債純資産合計	58,828,268,848

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	平成 27 年 11 月 10 日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成 27 年 11 月 10 日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	35,750,137,723 口
2.	計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額　1.6436 円 (1 万口当たり純資産額)　(16,436 円)

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	平成 27 年 11 月 10 日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

	平成 27 年 11 月 10 日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	平成27年11月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成27年 5月12日
期首元本額	30,378,370,479円
期中追加設定元本額	6,499,743,768円
期中一部解約元本額	1,127,976,524円
期末元本額	35,750,137,723円
期末元本額の内訳	
ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）	253,451,692円
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	1,346,301,836円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	12,529,698円
ＳＭＴ　グローバルＲＥＩＴインデックス・オープン	8,004,991,752円
グローバルリートインデックス・オープン（ＳＭＡ専用）	17,779,893,968円
コア投資戦略ファンド（安定型）	1,306,113,497円
コア投資戦略ファンド（成長型）	4,098,084,473円
分散投資コア戦略ファンドＡ	206,310,872円
分散投資コア戦略ファンドＳ	533,957,537円
コア投資戦略ファンド（切替型）	249,996,411円
グローバルＲＥＩＴインデックス・オープン	43,846,976円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	125,099,469円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	1,244,375,359円
グローバルリートインデックス・オープン（適格機関投資家専用）	143,881,124円
ＦＯＦｓ用　グローバルＲＥＩＴインデックス・ファンドＳ（適格機関投資家専用）	401,303,059円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成27年11月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	△617,717,874
合計	△617,717,874

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「グローバルＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

通貨関連

（平成 27 年 11 月 10 日現在）

区分	種類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,587,530	－	5,588,100	570
	イギリスポンド	5,587,530	－	5,588,100	570
	売建	34,822,120	－	34,846,800	△24,680
	アメリカドル	9,864,800	－	9,855,200	9,600
	ユーロ	10,587,840	－	10,596,800	△8,960
	イギリスポンド	7,428,680	－	7,450,800	△22,120
	オーストラリアドル	6,940,800	－	6,944,000	△3,200
合計		40,409,650	－	40,434,900	△24,110

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ACADIA REALTY TRUST	33,170	1,059,449.80	
		AGREE REALTY CORP	8,660	278,419.00	
		ALEXANDER'S INC	1,860	734,718.60	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	35,410	3,101,916.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	17,810	697,617.70	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	56,070	2,183,365.80	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	78,610	1,282,129.10	
		AMERICAN RESIDENTIAL PROPERTIES	15,190	225,875.30	
		APARTMENT INVEST & MGMT	77,680	2,813,569.60	

		APPLE HOSPITALITY REIT INC	76,000	1,556,480.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES	8,370	88,387.20	
		ASHFORD HOSPITALITY PRIME IN	9,433	137,910.46	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	46,030	298,734.70	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	65,190	11,095,989.90	
		BIOMED REALTY TRUST INC	98,230	2,289,741.30	
		BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH	9,000	104,220.00	
		BOSTON PROPERTIES	74,910	9,189,958.80	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	85,540	1,092,345.80	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	85,000	2,094,400.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	42,910	3,156,459.60	
		CAMPUS CREST COMMUNITIES INC	41,690	275,154.00	
		CARE CAPITAL PROPERTIES INC	42,195	1,279,774.35	
		CARETRUST REIT INC	21,746	230,942.52	
		CBL & ASSOCIATES PRTYS	74,960	1,009,711.20	
		CEDAR REALTY TRUST INC	31,950	222,372.00	
		CHAMBERS STREET PROPERTIES	123,160	869,509.60	
		CHATHAM LODGING TRUST	18,110	403,853.00	
		CHESAPEAKE LODGING TRUST	28,200	777,474.00	
		CITY OFFICE REIT INC	8,000	88,080.00	
		COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	63,210	1,512,615.30	
		CORESITE REALTY CORP	13,020	720,657.00	
		CORPORATE OFFICE PPTYS	47,640	1,033,311.60	
		CORRECTIONS CORP OF AMERICA	59,430	1,602,827.10	
		COUSINS PROPERTIES INC	96,810	943,897.50	
		CUBESMART	80,200	2,164,598.00	
		CYRUSONE INC	33,840	1,156,989.60	
		DCT INDUSTRIAL TRUST INC	42,147	1,532,043.45	
		DDR CORPORATION	148,160	2,407,600.00	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	95,700	1,093,851.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	66,730	4,795,885.10	
		DOUGLAS EMMETT INC-W/I	67,580	2,042,943.40	
		DUKE REALTY CORP	166,070	3,288,186.00	
		DUPONT FABROS TECHNOLOGY INC	31,220	1,009,967.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	5,000	84,350.00	
		EASTGROUP PROPERTIES,INC	16,180	872,749.20	

		EDUCATION REALTY TRUST INC	24,756	852,101.52	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	52,570	919,975.00	
		EPR PROPERTIES	27,700	1,513,805.00	
		EQUITY COMMONWEALTH	63,470	1,722,575.80	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	39,830	2,335,631.20	
		EQUITY ONE INC	37,750	967,532.50	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	177,200	13,502,640.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST	31,860	6,887,813.40	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	59,730	4,555,009.80	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	34,160	4,878,048.00	
		FELCOR LODGING TRUST INC	64,920	525,202.80	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	53,470	1,150,139.70	
		FIRST POTOMAC REALTY TRUST	26,460	302,967.00	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	44,030	445,583.60	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	44,080	1,267,300.00	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	287,480	7,655,592.40	
		GEO GROUP INC/THE	38,400	1,162,368.00	
		GETTY REALTY CORP	13,060	213,531.00	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	10,150	156,513.00	
		GLOBAL NET LEASE INC	81,000	707,130.00	
		GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	33,380	523,732.20	
		GRAMERCY PROPERTY TRUST INC	29,350	663,310.00	
		HCP INC	225,670	7,460,650.20	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	47,360	1,199,155.20	
		HEALTHCARE TRUST OF AMERICA	64,290	1,558,389.60	
		HERSHA HOSPITALITY TRUST	23,920	581,973.60	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	47,360	1,976,806.40	
		HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	74,100	1,992,549.00	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	369,970	6,341,285.80	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	34,600	970,184.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	10,525	83,252.75	
		INLAND REAL ESTATE CORP	37,640	325,586.00	
		INVESTORS REAL ESTATE TRUST	63,890	504,731.00	
		IRON MOUNTAIN INC	95,550	2,862,678.00	
		KILROY REALTY CORPORATION	44,710	2,809,129.30	

		KIMCO REALTY CORP	202,640	5,171,372.80	
		KITE REALTY GROUP TRUST	39,340	1,011,431.40	
		LASALLE HOTEL PROPERTIES	55,810	1,654,766.50	
		LEXINGTON CORP PROPERTIES	100,610	851,160.60	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	73,920	2,420,140.80	
		LTC PROPERTIES INC	16,890	690,463.20	
		MACERICH CO/THE	65,020	5,050,753.60	
		MACK-CALI REALTY CORP	44,340	957,744.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	114,010	1,223,327.30	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	36,610	3,028,379.20	
		MONMOUTH REIT -CL A	26,640	270,662.40	
		MONOGRAM RESIDENTIAL TRUST I	83,560	800,504.80	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	64,390	2,314,820.50	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	10,000	145,800.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	16,120	920,452.00	
		NEW SENIOR INVESTMENT GROUP	40,000	380,800.00	
		NEW YORK REIT INC	77,160	858,019.20	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	10,000	127,900.00	
		NORTHSTAR REALTY EUROPE CORP	29,946	343,480.62	
		NORTHSTAR REALTY FINANCE	89,840	1,682,703.20	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	79,406	2,547,344.48	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	4,700	106,972.00	
		PARKWAY PROPERTIES INC	43,110	691,484.40	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	34,020	1,181,854.80	
		PENN REAL ESTATE INVEST TST	34,470	744,552.00	
		PHYSICIANS REALTY TRUST	31,870	487,292.30	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST	73,440	1,406,376.00	
		POST PROPERTIES	27,480	1,545,475.20	
		PREFERRED APARTMENT COMMUN-A	7,500	81,975.00	
		PROLOGIS INC	255,470	10,438,504.20	
		PS BUSINESS PARKS INC	9,310	779,805.60	
		PUBLIC STORAGE	72,160	16,388,257.60	
		QTS REALTY TRUST INC	17,590	738,780.00	
		RAMCO-GERSHENSON PRTYS	39,850	652,743.00	
		REALTY INCOME CORP	123,350	5,722,206.50	
		REGENCY CENTERS CORP	45,570	2,955,670.20	

		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	51,200	893,952.00	
		RETAIL PROPERTISE OF AME-A	119,800	1,739,496.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	26,000	391,820.00	
		RLJ LODGING TRUST	64,470	1,630,446.30	
		ROUSE PROPERTIES INC	16,050	281,517.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	25,470	1,415,877.30	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	30,810	606,340.80	
		SAUL CENTERS INC	5,300	285,458.00	
		SELECT INCOME REIT	29,920	588,825.60	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	117,760	1,685,145.60	
		SILVER BAY REALTY TRUST CORP	17,380	269,042.40	
		SIMON PROPERTY GROUP	151,270	28,969,717.70	
		SL GREEN REALTY CORP	48,800	5,599,800.00	
		SOVRAN SELF STORAGE INC	18,070	1,718,276.30	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	214,720	2,067,753.60	
		STAG INDUSTRIAL INC	31,380	613,165.20	
		STARWOOD WAYPOINT RESIDE	16,610	404,121.30	
		STORE CAPITAL CORP	24,470	521,700.40	
		STRATEGIC HOTEL CAPITAL INC	133,320	1,879,812.00	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	40,380	541,092.00	
		SUN COMMUNITIES INC	26,000	1,623,700.00	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	102,500	1,462,675.00	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	46,710	1,585,337.40	
		TAUBMAN CENTERS INC	29,420	2,123,535.60	
		TERRENO REALTY CORP	19,010	407,764.50	
		UDR INC	127,670	4,311,415.90	
		UMH PROPERTIES INC	7,500	72,375.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	5,790	276,472.50	
		URBAN EDGE PROPERTIES	45,685	1,058,978.30	
		URSTADT BIDDLE - CL A	12,770	249,525.80	
		VENTAS INC	163,300	8,127,441.00	
		VEREIT INC	438,030	3,526,141.50	
		VORNADO REALTY TRUST	87,270	8,290,650.00	
		WASHINGTON REAL ESTATE INVESTMENT	35,280	920,808.00	

		WEINGARTEN REALTY INVESTORS	55,350	1,852,564.50	
		WELLTOWER INC	171,360	10,111,953.60	
		WHITESTONE REIT	13,600	162,384.00	
		WINTHROP REALTY TRUST	18,000	257,940.00	
		WP CAREY INC	48,280	2,938,320.80	
		WP GLIMCHER INC	88,540	998,731.20	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	55,380	936,475.80	
	アメリカドル 小計		9,639,179	336,248,428.65 (41,425,806,409)	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTATE	18,690	602,191.80	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	34,460	456,250.40	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	11,110	548,722.90	
		BROOKFIELD CANADA OFFICE PROPERTIES	7,307	200,577.15	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	31,990	818,304.20	
		CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	18,630	785,627.10	
		CHOICE PROPERTIES REIT	25,030	283,589.90	
		COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	40,590	603,573.30	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	18,050	229,596.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	14,600	184,544.00	
		DREAM GLOBAL REAL ESTATE INV	24,400	219,112.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVEST TR	13,650	107,562.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	25,290	511,869.60	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,010	415,737.60	
		H&R REAL ESTATE INVESTMENT TRUST-UNIT	68,620	1,440,333.80	
		INNVEST REAL ESTATE INVESTME	24,590	124,671.30	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	11,000	69,960.00	
		MILESTONE APARTMENTS REAL ESTATE	17,470	272,532.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL	7,890	84,738.60	
		MORGUARD REAL ESTATE-TR UTS	13,580	192,021.20	
		NORTHVIEW APARTMENT REAL ESTATE	7,403	141,841.48	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES	13,390	112,208.20	

		ONEREIT	25,000	83,500.00	
		PLAZA RETAIL REIT	15,650	69,799.00	
		PURE INDUSTRIAL REAL ESTATE	44,240	194,213.60	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	75,190	1,878,246.20	
		SLATE RETAIL REIT	7,000	93,100.00	
		SMART REAL ESTATE INVWSTMENT	29,110	924,533.60	
	カナダドル 小計		654,940	11,648,956.93 (1,081,023,203)	
	ユーロ	AEDIFICA	6,350	380,111.00	
		AFFINE	3,000	49,260.00	
		ALSTRIA OFFICE REIT -AG	39,000	467,610.00	
		ALTAREA	1,000	177,100.00	
		ANF IMMOBILIER	3,270	69,356.70	
		AXIARE PATRIMONIO SOCIMI SA	29,010	375,679.50	
		BEFIMMO S.C.A.	10,220	602,980.00	
		BENI STABILI SPA	547,000	396,028.00	
		COFINIMMO	9,510	925,608.30	
		EUROCOMMERCIAL	22,600	904,000.00	
		FONCIERE DES MURS	4,000	104,080.00	
		FONCIERE DES REGIONS	20,760	1,674,501.60	
		GECINA SA	17,380	1,973,499.00	
		GREEN REIT PLC	337,170	522,613.50	
		HAMBORNER REIT AG	32,440	298,772.40	
		HIBERNIA REIT PLC	318,290	421,734.25	
		ICADE	17,970	1,141,095.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	157,540	142,022.31	
		INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	3,900	91,065.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	160,000	176,480.00	
		KLEPIERRE	93,350	3,853,021.25	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	27,510	263,325.72	
		MERCIALYS	9,620	191,678.50	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	148,000	1,664,260.00	
		NSI NV	65,000	245,960.00	
		RETAIL ESTATES	2,600	199,108.00	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	48,130	11,604,143.00	

		VASTNED RETAIL	9,340	391,019.10	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	7,020	533,169.00	
		WERELDHAVE BELGIUM	1,000	107,850.00	
		WERELDHAVE NV	20,400	1,075,488.00	
	ユーロ 小計		2,172,380	31,022,619.13 (4,109,256,129)	
	イギリスポンド	ASSURA PLC	814,900	462,455.75	
		BIG YELLOW GROUP PLC	72,640	535,720.00	
		BRITISH LAND CO PLC	500,540	4,116,941.50	
		DERWENT LONDON PLC	53,400	1,967,256.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	135,000	148,837.50	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	171,520	1,447,628.80	
		HAMMERSON PLC	380,170	2,260,110.65	
		HANSTEEN HOLDINGS PLC	353,580	405,909.84	
		INTU PROPERTIES PLC	391,110	1,269,543.06	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	391,270	5,000,430.60	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	326,380	536,242.34	
		MCKAY SECURITIES PLC-ORD	39,967	105,912.55	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	51,510	222,523.20	
		REDEFINE INTERNATIONAL PLC	492,000	271,092.00	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	101,990	321,370.49	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	250,000	148,750.00	
		SEGRO PLC	356,440	1,514,870.00	
		SHAFTESBURY PLC	137,850	1,248,231.75	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	318,110	401,454.82	
		WORKSPACE GROUP PLC	59,490	561,288.15	
	イギリスポンド 小計		5,397,867	22,946,569.00 (4,274,486,873)	
	オーストラリアドル	360 CAPITAL GROUP LTD	110,000	112,750.00	
		360 CAPITAL OFFICE FUND	22,000	44,000.00	
		ABACUS PROPERTY GROUP	122,010	377,010.90	
		ALE PROPERTY GROUP	77,000	298,760.00	
		ARENA REIT	114,000	194,370.00	
		ASPEN GROUP	70,000	102,900.00	
		ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	21,820	113,245.80	
		BWP TRUST	232,960	743,142.40	

		CHARTER HALL GROUP	164,920	725,648.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	151,280	611,171.20	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	591,940	586,020.60	
		DEXUS PROPERTY GROUP	468,270	3,549,486.60	
		FOLKESTONE EDUCATION TRUST	103,800	227,322.00	
		GALILEO JAPAN TRUST	40,590	72,250.20	
		GDI PROPERTY GROUP	216,488	192,674.32	
		GOODMAN GROUP	768,450	4,610,700.00	
		GPT GROUP	871,070	3,989,500.60	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUS	85,200	257,304.00	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	78,000	198,900.00	
		INDUSTRIA REIT	36,000	73,800.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	400,000	182,000.00	
		INVESTA OFFICE FUND	297,190	1,144,181.50	
		MIRVAC GROUP	1,760,190	3,133,138.20	
		NATIONAL STORAGE REIT	163,217	251,354.18	
		SCENTRE GROUP	2,598,400	10,445,568.00	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	385,170	774,191.70	
		STOCKLAND	1,151,500	4,502,365.00	
		VICINITY CENTERS	1,621,280	4,604,435.20	
		WESTFIELD CORP	942,430	9,273,511.20	
	オーストラリアドル 小計		13,665,175	51,391,701.60 (4,461,827,532)	
	ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	415,000	471,025.00	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	480,000	578,400.00	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	662,000	897,010.00	
		PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL	460,000	568,100.00	
		PROPERTY FOR INDUSTRY LTD	220,000	341,000.00	
		STRIDE PROPERTY LTD	174,000	361,050.00	
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	127,460	234,526.40	
	ニュージーランドドル 小計		2,538,460	3,451,111.40 (277,538,378)	
	香港ドル	CHAMPION REIT	1,101,000	4,359,960.00	
		FORTUNE REIT	637,000	4,994,080.00	
		LINK REIT	1,111,500	50,406,525.00	
		NEW CENTURY REIT	215,000	629,950.00	

		PROSPERITY REIT	592,000	1,675,360.00	
		REGAL REAL ESTATE INVESTMENT	447,000	885,060.00	
		SPRING REAL ESTATE INVESTMENT	393,000	1,214,370.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	562,000	2,186,180.00	
		YUEXIU REIT ASSET MANAGEMENT	459,000	1,858,950.00	
	香港ドル 小計		5,517,500	68,210,435.00 (1,083,863,812)	
	シンガポールドル	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL	229,000	310,295.00	
		ASCENDAS HOSPITALITY TRUST	450,000	288,000.00	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	966,266	2,193,423.82	
		ASCOTT RESIDENCE TRUST	421,000	511,515.00	
		CACHE LOGISTICS TRUST	402,000	387,930.00	
		CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	521,000	325,625.00	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	989,400	1,325,796.00	
		CAPITALAND MALL TRUST	1,296,200	2,521,109.00	
		CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST	286,560	429,840.00	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	339,000	469,515.00	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	389,000	250,905.00	
		FIRST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	288,000	349,920.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	264,000	509,520.00	
		FRASERS COMMERCIAL TRUST	305,600	411,032.00	
		FRASERS HOSPITALITY TRUST	280,000	214,200.00	
		KEPPEL DC REIT	450,000	472,500.00	
		KEPPEL REIT	827,000	798,055.00	
		LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL TRUST	884,000	287,300.00	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	629,000	839,715.00	
		MAPLETREE GREATER CHINA COM	911,000	874,560.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	574,160	872,723.20	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	673,920	680,659.20	
		OUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	240,000	165,600.00	
		OUE HOSPITALITY TRUST	332,000	275,560.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	198,000	461,340.00	
		SABANA SHARIAH COMP IND REI	337,000	251,065.00	

		SOILBUILD BUSINESS SPACE REIT	292,000	233,600.00	
		SPH REIT	375,000	356,250.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	700,000	556,500.00	
		SUNTEC REIT	1,218,000	1,936,620.00	
	シンガポールドル 小計		16,068,106	19,560,673.22 (1,694,736,727)	
	イスラエルシェケル	REIT 1 LTD	72,370	766,398.30	
	イスラエルシェケル 小計		72,370	766,398.30 (24,118,554)	
合計			55,725,977	58,432,657,617 (58,432,657,617)	

有価証券明細表注記

1.通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券　157銘柄	100.0%	70.9%
カナダドル	投資証券　28銘柄	100.0%	1.9%
ユーロ	投資証券　31銘柄	100.0%	7.0%
イギリスポンド	投資証券　20銘柄	100.0%	7.3%
オーストラリアドル	投資証券　29銘柄	100.0%	7.6%
ニュージーランドドル	投資証券　7銘柄	100.0%	0.5%
香港ドル	投資証券　9銘柄	100.0%	1.9%
シンガポールドル	投資証券　30銘柄	100.0%	2.9%
イスラエルシェケル	投資証券　1銘柄	100.0%	0.0%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

２【ファンドの現況】

【ＳＭＴ　グローバルＲＥＩＴインデックス・オープン】

【純資産額計算書】

（平成 27 年 11 月 30 日現在）

Ⅰ　資産総額	13,511,440,208円
Ⅱ　負債総額	14,757,341円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	13,496,682,867円
Ⅳ　発行済口数	8,480,093,815口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5916円
（1 万口当たり純資産額）	（15,916円）

（参考）

グローバルＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（平成 27 年 11 月 30 日現在）

Ⅰ　資産総額	60,672,496,691円
Ⅱ　負債総額	9,466,498円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	60,663,030,193円
Ⅳ　発行済口数	35,887,957,787口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6903円
（1 万口当たり純資産額）	（16,903円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成 27 年 11 月 30 日現在）

資本金の額　　：3 億円

発行可能株式総数　：12,000 株

発行済株式総数　　：3,000 株

最近 5 年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取締役 3 名以上、監査役 2 名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長 1 名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長 1 名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

［PLAN（計画）］

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

［DO（実行）］

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はコンプライアンス・リスク統括部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成 28 年 2 月 10 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成 27 年 11 月 30 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	432	7,897,446
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	28	107,063
単位型公社債投資信託	0	0
合計	460	8,004,509

３【委託会社等の経理状況】

(1)　委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)　委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 29 期事業年度（自　平成 26 年 4 月 1 日　至　平成 27 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第 30 期事業年度の中間会計期間（自 平成 27 年 4 月 1 日　至 平成 27 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 27 年６月５日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白川　芳樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明	印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成 26 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの第 29 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成 27 年３月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成 26 年 3 月 31 日現在）		当事業年度 （平成 27 年 3 月 31 日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		10,457,599		12,314,170
前払費用		114,325		125,306
未収委託者報酬		2,735,763		4,518,944
未収運用受託報酬		15,268		－
繰延税金資産		144,183		116,728
その他		3,448		8,789
流動資産合計		13,470,589		17,083,939
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	67,359	※1	57,461
器具備品	※1	87,378	※1	116,879
有形固定資産合計		154,737		174,341
無形固定資産				
ソフトウェア		203,360		197,641
その他		4,686		7,648
無形固定資産合計		208,046		205,290
投資その他の資産				
投資有価証券		69,583		60,277
長期前払費用		34,773		5,425
長期貸付金		28,838		25,838
会員権		25,000		25,000
繰延税金資産		117,743		114,415
その他		553		463
貸倒引当金		△28,838		△25,838
投資その他の資産合計		247,653		205,581
固定資産合計		610,437		585,213
資産合計		14,081,027		17,669,152

（単位：千円）

	前事業年度 （平成 26 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （平成 27 年 3 月 31 日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	13,353	13,868
未払金	1,723,999	2,578,595
未払手数料	1,169,997	1,896,826
その他未払金	554,001	681,769
未払費用	44,167	52,291
未払法人税等	1,467,469	924,882
未払消費税等	129,007	354,256
賞与引当金	94,659	94,769
その他	14,376	56,222
流動負債合計	3,487,033	4,074,887
固定負債		
資産除去債務	12,492	12,707
退職給付引当金	313,992	342,831
固定負債合計	326,485	355,538
負債合計	3,813,518	4,430,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	62,500	65,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	7,452,293	10,419,991
利益剰余金合計	9,614,793	12,585,491
株主資本合計	10,264,793	13,235,491
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,715	3,235
評価・換算差額等合計	2,715	3,235
純資産合計	10,267,508	13,238,726
負債・純資産合計	14,081,027	17,669,152

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成25年4月　1日 至　平成26年3月31日）		当事業年度 （自　平成26年4月　1日 至　平成27年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		22,773,831		28,159,652
運用受託報酬		55,511		8,732
営業収益合計		22,829,342		28,168,384
営業費用				
支払手数料		10,451,296		12,922,655
広告宣伝費		76,961		130,384
公告費		―		880
調査費		5,091,105		5,994,577
調査費		259,236		279,702
委託調査費		4,830,390		5,712,946
図書費		1,479		1,928
営業雑経費		1,264,334		1,299,065
通信費		17,246		17,456
印刷費		327,214		330,921
協会費		22,524		23,182
諸会費		773		105
情報機器関連費		837,859		857,009
その他営業雑経費		58,716		70,390
営業費用合計		16,883,698		20,347,563
一般管理費				
給料		2,201,964		2,185,555
役員報酬		102,330		89,055
給料・手当		1,846,450		1,839,000
賞与		253,183		257,499
退職給付費用		72,029		71,270
役員退職慰労金		1,070		―
福利費		207,122		212,286
交際費		2,758		4,491
旅費交通費		45,973		55,788
租税公課		42,862		42,868
不動産賃借料		130,938		130,938
寄付金		3,385		―
減価償却費		119,445		129,285
諸経費	※1	219,615	※1	212,345
一般管理費合計		3,047,165		3,044,830
営業利益		2,898,479		4,775,990

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成25年4月　1日 至　平成26年3月31日）		当事業年度 （自　平成26年4月　1日 至　平成27年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		7,464		6,802
収益分配金		3,234		4,617
投資有価証券売却益		553		1,846
貸倒引当金戻入		3,000		3,000
その他		1,775		1,936
営業外収益合計		16,027		18,203
営業外費用				
長期前払費用償却	※1	23,222	※1	27,866
支払補償費		14,648		7,656
投資有価証券売却損		284		117
その他		2,112		3,283
営業外費用合計		40,268		38,924
経常利益		2,874,238		4,755,269
特別損失				
外国税関連費用		－	※2	56,222
特別損失合計		－		56,222
税引前当期純利益		2,874,238		4,699,047
法人税、住民税及び事業税		1,623,332		1,667,610
法人税等調整額		△502,474		30,739
法人税等合計		1,120,857		1,698,349
当期純利益		1,753,381		3,000,697

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			1,753,381	1,753,381	1,753,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	－	1,720,381	1,723,381	1,723,381
当期末残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,998	4,998	8,546,410
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			1,753,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,283	△2,283	△2,283
当期変動額合計	△2,283	△2,283	1,721,098
当期末残高	2,715	2,715	10,267,508

当事業年度（自　平成 26 年 4 月 1 日　至　平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			3,000,697	3,000,697	3,000,697
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	－	2,967,697	2,970,697	2,970,697
当期末残高	65,500	2,100,000	10,419,991	12,585,491	13,235,491

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,715	2,715	10,267,508
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			3,000,697
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	520	520	520
当期変動額合計	520	520	2,971,217
当期末残高	3,235	3,235	13,238,726

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成 26 年 3 月 31 日）	当事業年度 （平成 27 年 3 月 31 日）
建　　物	35,517　千円	45,415　千円
器具備品	188,630　〃	218,270　〃
計	224,147　〃	263,685　〃

（損益計算書関係）

※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）
諸経費	73,276　千円	37,614　千円
長期前払費用償却	23,222　〃	27,866　〃

※2 外国税関連費用

外国税関連費用 56,222 千円は、中国税務当局等が 平成 26 年 10 月 31 日付に発した「通達 79 号」に基づき、平成 22 年 3 月 23 日から平成 26 年 11 月 16 日までの QFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国 A 株の譲渡所得に対して税率 10%で遡及課税される金額を合理的に計算した当社の負担額であります。中国 A 株に投資している当社の対象ファンドは「中国 A 株 SRI マザーファンド」であり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社等が負担しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日　至 平成 26 年 3 月 31 日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1 株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成 25 年 6 月 28 日定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 6 月 28 日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1 株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成 26 年 6 月 30 日定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 30 日

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日　至 平成 27 年 3 月 31 日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

３.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1 株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成 26 年 6 月 30 日定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 30 日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成 27 年 6 月 30 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1 株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 30 日定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 30 日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２) を参照ください）。

前事業年度（平成 26 年３月 31 日）　（単位:千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	10,457,599	10,457,599	－
(2) 未収委託者報酬	2,735,763	2,735,763	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	69,583	69,583	－
(4) 未払金	(1,723,999)	(1,723,999)	－
(5) 未払法人税等	(1,467,469)	(1,467,469)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　　) で示しております。

当事業年度（平成 27 年３月 31 日）　（単位:千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	12,314,170	12,314,170	－
(2) 未収委託者報酬	4,518,944	4,518,944	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	60,274	60,274	－
(4) 未払金	(2,578,595)	(2,578,595)	－
(5) 未払法人税等	(924,882)	(924,882)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　　) で示しております。

(注 1)　金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未払金、並びに (5) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成 26 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
非上場株式	―	3

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注 3) 金銭債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成 26 年 3 月 31 日) (単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	10,457,599	―	―	―
未収委託者報酬	2,735,763	―	―	―
投資有価証券 投資信託	―	7,743	21,044	―

当事業年度(平成 27 年 3 月 31 日) (単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	12,314,170	―	―	―
未収委託者報酬	4,518,944	―	―	―
投資有価証券 投資信託	―	1,576	16,038	―

(有価証券関係)

1.その他有価証券

前事業年度(平成 26 年 3 月 31 日現在) (単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	61,633	57,226	4,406
小計	61,633	57,226	4,406
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	7,950	8,138	△ 188
小計	7,950	8,138	△ 188
合計	69,583	65,365	4,218

当事業年度（平成 27 年 3 月 31 日現在）　　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	58,207	53,306	4,901
小計	58,207	53,306	4,901
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,066	2,186	△ 120
小計	2,066	2,186	△ 120
合計	60,274	55,492	4,781

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 3 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日　至 平成 26 年 3 月 31 日）　　（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
23,757	553	284

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日　至 平成 27 年 3 月 31 日）　　（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
34,635	1,846	117

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

２．退職給付債務に関する事項　　（単位：千円）

	前事業年度（平成 26 年 3 月 31 日）	当事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）
(1) 退職給付債務	313,992	342,831
(2) 退職給付引当金	313,992	342,831

（注）１．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
２．当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

３．退職給付費用に関する事項　　（単位：千円）

	前事業年度（平成 26 年 3 月 31 日）	当事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）
(1) 退職給付費用	72,029	71,270

（注）１．当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
２．金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で 13,998 千円、当事業年度で 14,089 千円であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成 26 年 3 月 31 日）		当事業年度 （平成 27 年 3 月 31 日）	
繰延税金資産				
未払事業税	102,368	千円	64,846	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	10,277	〃	8,356	〃
賞与引当金損金算入限度超過額	33,736	〃	31,368	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	111,906	〃	110,871	〃
外国税関連費用損金不算入額	―	〃	18,609	〃
その他	13,094	〃	5,855	〃
繰延税金資産 合計	271,384	〃	239,908	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	△1,503	〃	△1,546	〃
投資有価証券売却益益金不算入額	△7,953	〃	△7,217	〃
繰延税金負債 合計	△9,457	〃	△8,763	〃
繰延税金資産（負債）の純額	261,926	〃	231,144	〃

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

３．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.64%から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 33.10%に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 20,769 千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が 20,769 千円増加しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日　至 平成 26 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・レアルコース）	3,172,592 千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日　至 平成 27 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,363,914 千円
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・レアルコース）	3,178,319 千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日　至 平成 26 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス㈱	東京都千代田区	261,608	持株会社	（直接）100%	役員の兼任	経営指導料の支払	73,276	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

①経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日　至 平成 27 年 3 月 31 日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日　至 平成 26 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引 役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,745,672	未払手数料	794,830
							投資助言費用の支払	2,631,233	その他未払金	239,120

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 投信販売代行手数料
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
② 投資助言費用
各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日　至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引 役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	8,852,826	未払手数料	1,374,578
							投資助言費用の支払	3,428,200	その他未払金	381,755

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 投信販売代行手数料
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
② 投資助言費用
各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報

前事業年度（平成 26 年 3 月 31 日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （平成 26 年 3 月 31 日）	当事業年度 （平成 27 年 3 月 31 日）
1 株当たり純資産額	3,422,502 円 93 銭	4,412,908 円 85 銭
1 株当たり当期純利益金額	584,460 円 49 銭	1,000,232 円 56 銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成 25 年 4 月 1 日 至　平成 26 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　平成 26 年 4 月 1 日 至　平成 27 年 3 月 31 日）
当期純利益	1,753,381 千円	3,000,697 千円
普通株主に帰属しない金額	－	－
普通株式に係る当期純利益	1,753,381 千円	3,000,697 千円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株	3,000 株

独立監査人の中間監査報告書

平成 27 年 12 月４日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白川　芳樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成 27 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの第 30 期事業年度の中間会計期間（平成 27 年４月１日から平成 27 年９月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成 27 年９月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 27 年４月１日から平成 27 年９月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。

中間貸借対照表

（単位：千円）

		第30期中間会計期間末 （平成27年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		14,016,702
未収委託者報酬		5,141,677
繰延税金資産		106,209
その他流動資産		141,365
流動資産合計		19,405,955
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	59,944
器具備品	※1	102,740
その他有形固定資産	※1	4,207
有形固定資産合計		166,892
無形固定資産		195,428
投資その他の資産		
投資有価証券		58,796
長期貸付金		24,338
会員権		25,000
その他の投資		1,137
繰延税金資産		124,183
貸倒引当金		△ 24,338
投資その他の資産合計		209,117
固定資産合計		571,438
資産合計		19,977,393
負債の部		
流動負債		
未払金		2,781,753
未払費用		77,994
未払法人税等		1,090,560
賞与引当金		100,008
その他流動負債	※2	189,082
流動負債合計		4,239,399
固定負債		
退職給付引当金		368,901
資産除去債務		12,816
その他固定負債		3,552
固定負債合計		385,270
負債合計		4,624,670

（単位：千円）

	第30期中間会計期間末 （平成27年9月30日）
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	350,000
資本剰余金合計	350,000
利益剰余金	
利益準備金	68,500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100,000
繰越利益剰余金	12,536,088
利益剰余金合計	14,704,588
株主資本合計	15,354,588
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△1,864
評価・換算差額等合計	△1,864
純資産合計	15,352,723
負債・純資産合計	19,977,393

中間損益計算書

（単位：千円）

		第30期中間会計期間 （自　平成27年4月1日 至　平成27年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		16,237,885
営業収益合計		16,237,885
営業費用		11,383,551
一般管理費	※1	1,638,696
営業利益		3,215,638
営業外収益	※2	12,278
営業外費用		14,137
経常利益		3,213,780
税引前中間純利益		3,213,780
法人税、住民税及び事業税		1,061,497
法人税等調整額		3,185
法人税等合計		1,064,682
中間純利益		2,149,097

中間株主資本等変動計算書

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日　至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	－	－	－
当中間期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	65,500	2,100,000	10,419,991	12,585,491	13,235,491
当中間期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
中間純利益			2,149,097	2,149,097	2,149,097
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	3,000	－	2,116,097	2,119,097	2,119,097
当中間期末残高	68,500	2,100,000	12,536,088	14,704,588	15,354,588

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,235	3,235	13,238,726
当中間期変動額			
剰余金の配当			△30,000
中間純利益			2,149,097
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,100	△5,100	△5,100
当中間期変動額合計	△5,100	△5,100	2,113,997
当中間期末残高	△1,864	△1,864	15,352,723

重要な会計方針

第30期中間会計期間 （自　平成27年4月1日 至　平成27年9月30日）
１．資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 ２．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 ３．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

第30期中間会計期間 （自　平成27年4月1日 至　平成27年9月30日）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号　平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更しております。 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。 なお、これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第30期中間会計期間末 （平成27年9月30日）
※1　有形固定資産の減価償却累計額 建　　物　49,628千円 器具備品　239,367千円 その他有形固定資産　382千円 計　289,378千円 ※2　仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第30期中間会計期間 （自　平成27年4月1日 至　平成27年9月30日）
※1　減価償却実施額 有形固定資産　26,652千円 無形固定資産　34,155千円 ※2　営業外収益の主要項目 受取利息　3,919千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日　至 平成27年9月30日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式　（株）	3,000	－	－	3,000

２．配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月30日定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

（リース取引関係）
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（金融商品関係）
第30期中間会計期間末（平成27年9月30日）
　平成27年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注 2）を参照ください。）。

（単位:千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	14,016,702	14,016,702	－
(2)未収委託者報酬	5,141,677	5,141,677	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	58,793	58,793	－
(4)未払金	(2,781,753)	(2,781,753)	－
(5)未払法人税等	(1,090,560)	(1,090,560)	－

(*)負債に計上されているものについては、(　　)で示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)未収委託者報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券
これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金、並びに(5)未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注 2）非上場株式（貸借対照表計上額 3 千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(３）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）
第30期中間会計期間末（平成27年9月30日）
その他有価証券

（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	7,156	6,560	596
小計	7,156	6,560	596
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	51,636	54,986	△ 3,349
小計	51,636	54,986	△ 3,349
合計	58,793	61,546	△ 2,753

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）
第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
（セグメント情報）
第30期中間会計期間（自　平成27年4月1日　至　平成27年9月30日）
当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）
第30期中間会計期間（自　平成27年4月1日　至　平成27年9月30日）
１．製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1)営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	2,010,428千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
第30期中間会計期間（自　平成27年4月1日　至　平成27年9月30日）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
第30期中間会計期間（自　平成27年4月1日　至　平成27年9月30日）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
第30期中間会計期間（自　平成27年4月1日　至　平成27年9月30日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第30期中間会計期間 （自　平成27年4月1日 至　平成27年9月30日）
1株当たり純資産額　5,117,574円52銭 1株当たり中間純利益　716,365円75銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第30期中間会計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
中間純利益	2,149,097千円
普通株式に係る中間純利益	2,149,097千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式の期中平均株式数	3,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社は、平成27年4月1日に取締役の役位としての会長を追加しました。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成28年2月10日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託
SMT グローバルREITインデックス・オープン
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主として「グローバル REIT インデックス マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として、マザーファンド受益証券に投資し、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

②マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。

③実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への直接投資は行いません。

③投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

④同一銘柄の投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑤外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
SMT グローバルREITインデックス・オープン
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号にもとづく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第17条第1項、第17条第2項および第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第 1 項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および限度額）

第3条　委託者は、金 1,426,453,319 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 42 条第 1 項、第 42 条第 2 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 3 条第 1 項による受益権については 1,426,453,319 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行され

た場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第 22 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条　受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第 12 条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資の場合は、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨークまたはロンドンの銀行もしくは取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）の休業日に該当する場合、ならびに翌営業日がシドニーの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合においては、取得の申込みは受け付けないものとします。

②第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第 1 項の受益権の価額は、この投資信託契約締結日以降は、原則として、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第 4 項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④第 3 項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥第 1 項から第 5 項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②第 1 項の申請のある場合には、第 1 項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第 1 項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．金銭債権
   ハ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第 16 条　委託者は、信託金を主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「グローバル REIT インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
2. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 3 号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号および第 2 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第 5 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を、第 1 項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第 2 項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④第 1 項から第 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第 19 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド

受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（公社債の借入れ）

第 20 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②第 1 項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 21 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。

③第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第 23 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第 1 項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第 1 項および第 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1．信託財産の保存に係る業務

2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 24 条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 25 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②第 1 項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 27 条　委託者は、第 26 条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第 28 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴

う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 29 条　委託者の指図にもとづく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 31 条　この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 20 年 1 月 9 日から平成 20 年 5 月 12 日までとします。

②第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 32 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、第 1 項および第 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 33 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用）

第 34 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第 35 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 55 の率を乗じて得た額とします。

②第 1 項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 36 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②第 1 項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 37 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ケ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ケ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

⑤第 1 項、第 3 項および第 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 6 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 38 条　受託者は、収益分配金については、第 37 条第 1 項に規定する支払開始日および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第 39 条　受益者が、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 40 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合、ならびに翌営業日がシドニーの銀行もしくは取引所の休業日に該当する場合においては、指定販売会社は一部解約の請求の受付を行いません。

②投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④第 3 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.05%の率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。

⑤委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 41 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 42 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④第 3 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から第 5 項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から第 5 項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 43 条　委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 44 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 45 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 46 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 47 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、第 1 項の事項（第 1 項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③第 2 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から第 5 項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第 48 条　（削除）

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 48 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 49 条　委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 50 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 20 年 1 月 9 日

委託者　住信アセットマネジメント株式会社

受託者　住友信託銀行株式会社